

新たな取り組みを お考えの中小企業の方へ！

福岡県では経営革新に取り組む中小企業を応援します！

「新製品のアイデアがある。」「新たなサービスを展開したい。」などの考えをお持ちの中小企業の皆さま、新たな事業展開に取り組む「経営革新計画」を作成しましょう。

計画を作成し県の承認を受けると、その計画実行の支援策として、税制、信用保証、融資等を利用することができます。(各支援実施機関の審査は別途必要です。)

全業種にわたって幅広く支援します。



1 経営革新計画とは

中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。経営革新計画承認制度は、「新事業」の実施を通じて、経営の向上に努力する中小企業者を応援する施策です。

(1) 計画期間 3年間から5年間です。

(2) 新事業活動「新たな取組み」によって当該企業の事業活動の向上に大きく資するもの

「新たな取組み」とは、

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

「新たな取組み」は、個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として承認対象とします。

ただし、業種毎に同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外とします。

(3) 経営の相当程度の向上

経営革新計画として承認されるためには、次の①②の2つの指標について目標伸び率が基準以上である必要があります。

① 付加価値額または一人あたりの付加価値の目標伸び率

計画期間が3年間の場合は9%以上、4年間の場合は12%以上、5年間の場合は15%以上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費 ※一人あたりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

② 経常利益の目標伸び率

計画期間が3年間の場合は3%以上、4年間の場合は4%以上、5年間の場合は5%以上

※経常利益＝営業利益－営業外費用

2 経営革新計画承認企業に対する支援策

支援策の内容

■政府系金融機関による低利融資制度

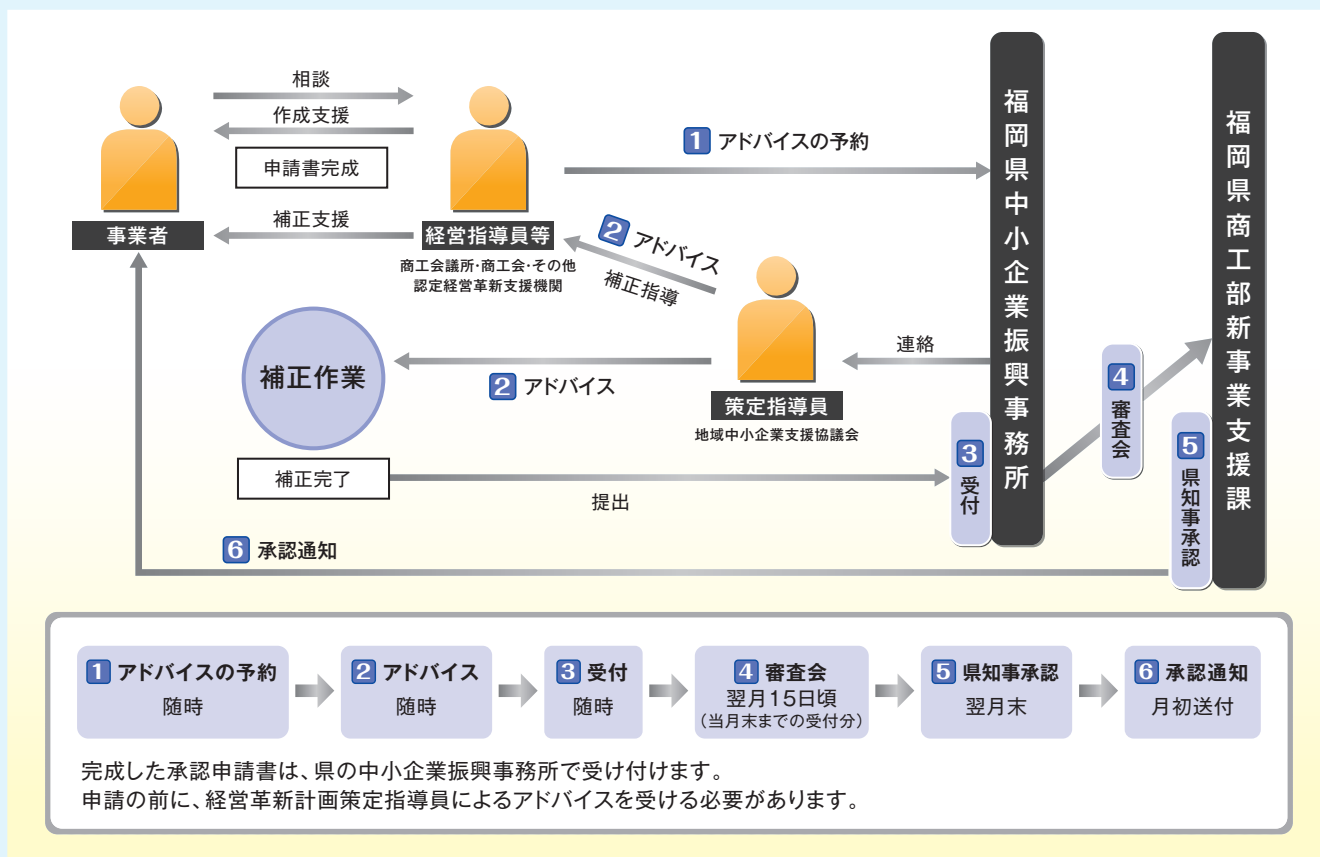
| 金融機関名 | 融資対象 | 貸付限度額 | 利率※ | 貸付期間 (据置期間) | 備考 |
|-----------------------|--------------------------|---|---|---|--|
| (株)日本政策金融公庫 中小企業事業 | 設備資金 運転資金 | 7億2千万円 (うち長期運転資金 2億5千万円) | (株)日本政策金融公庫 中小企業事業総括課 (TEL:092-431-5296) にお問合わせください。 | 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) | 各金融機関の審査 があります。 ※貸付期間、資金 用途、担保条件 等によって、利 率は異なります。 詳しくは、各金 融機関にお問合 せください。 |
| (株)日本政策金融公庫 国民生活事業 | 設備資金 運転資金 | 7千2百万円 (うち運転資金4千 8百万円) | (株)日本政策金融公庫 福岡支店国民生活事業 融資第二課 (TEL:092-411-9112) にお問合わせください。 | 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) | |
| (株)商工組合中央金庫 | 設備資金 長期運転資金 短期運転資金 | 制限なし (ただし優遇レ ートを利用する 場合は3億円 以内) | (株)商工組合中央金庫 福岡支店 (TEL:092-712-6551) にお問合わせください。 | 設備資金 15年以内(2年以内) 長期運転資金 5年以内ただし 実情に応じ7 年以内 (1年以内た だし実情に応 じ3年以内) 短期運転資金 1年未満 | |

| 支援策の内容 | 連絡先 |
|--|--|
| <p>福岡県中小企業融資制度の経営革新支援資金 承認された経営革新計画の実施に必要な資金が対象となります。 ・1企業1億円以内 ・運転7年以内、設備10年以内(据置2年以内) ・担保は必要に応じ徴求、保証人は原則、法人は代表者のみ、個人は不要 ・融資利率1.60%、保証利率0.25%~1.75%</p> | <p>福岡県商工部中小企業振興課金融係 TEL:092-643-3424</p> |
| <p>信用保証の特例 承認された計画に従って行う事業に必要な資金の融資にかかる信用保証について特例措置を講じます。(1)普通保証等の別枠設定 (2)新事業開拓保証の限度額引き上げ</p> | <p>福岡県信用保証協会保証統括部 TEL:092-415-2604</p> |
| <p>中小企業信用保険法の特例 中小企業者が国内の金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、承認を受けた経営革新計画に従って海外において事業を行う中小企業者及び組合等については、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。</p> | <p>福岡県信用保証協会保証企画課 TEL:092-415-2609</p> |
| <p>高度化融資制度 中小企業者の組合が承認された計画に従って工場の集団化や施設の共同化等を行う場合や、計画の承認を受けたグループが共同で経営革新事業を行う場合に高度化融資の対象となります。</p> | <p>福岡県商工部 中小企業振興課管理指導係 TEL:092-643-3423</p> |
| <p>投資による支援措置 (1) 経営革新計画に則り事業を行う企業は、起業支援ファンドからの投資の対象となります。ただし、ファンドから投資を受けるためには、ファンドを運営するベンチャーキャピタル等の審査が必要となります。 (2) 自己資本の充実とその健全な成長発展を図るため、原則、資本金の額が3億円以下の株式会社、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることができます。</p> | <p>(1)(独)中小企業基盤整備機構 ファンド事業部ファンド企画課 TEL:03-5470-1672 (2)大阪中小企業投資育成(株) TEL092-724-0651(九州支社)</p> |
| <p>スタンバイ・クレジット制度(SBLC) スタンバイ・クレジットは、債務の保証と同様の目的のために発行される信用状です。本制度により、海外現地法人等による海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援します。</p> | <p>(株)日本政策金融公庫福岡支店 TEL:092-431-5296</p> |
| <p>福岡県ものづくり中小企業新製品開発支援補助金 福岡県内の中小企業が経営革新計画に基づき行う新商品開発に要する経費に対し補助金を交付します。 ・補助率 1/2以内 ・補助額 500万円以内(原則200万円) ・採択件数 5件程度</p> | <p>福岡県商工部 中小企業技術振興課技術支援係 TEL:092-643-3433</p> |
| <p>福岡県中小企業経営革新サービス開発等支援補助金 福岡県内の中小企業が経営革新計画に基づき行う新サービスの提供等に要する経費に対し補助金を交付します。 ・補助率 1/2以内 ・補助額 50万円以内 ・採択件数 5件程度</p> | <p>福岡県商工部新事業支援課 新分野推進係 TEL:092-643-3449</p> |
| <p>特許関係料金減免制度 経営革新計画のうち技術開発を行う研究開発事業に係る特許申請を行う中小企業者については、審査請求料と特許料(第1年~第10年)が半額に軽減できます。</p> | <p>九州経済産業局地域経済部 産業技術課知的財産室 TEL:092-482-5463</p> |
| <p>福岡県中小企業技術・経営力評価制度 中小企業がもつ技術力、製品・サービス、経営力を分析し、「強み・弱み」や問題点を明らかにした「評価書」を発行します。評価書は、資金調達のための補完資料や販売促進のための資料、経営の指針書として利用できます。</p> | <p>福岡県ベンチャービジネス支援協議会 TEL:092-725-2729</p> |
| <p>専門家派遣事業チャレンジ企業枠 福岡県内の中小企業が経営革新計画に基づき事業を行う際に専門家派遣事業を利用する場合、企業負担分(1回につき11,000円)の1回分を無料とします。</p> | <p>(公財)福岡県中小企業振興センター 企画調整課 TEL:092-622-5432</p> |
| <p>福岡県競争入札参加資格審査における地域貢献活動評価(加点)制度 経営革新計画の承認は、福岡県が実施する建設工事の請負及び物品・サービス関係の契約に係る競争入札参加資格審査項目における「地域貢献活動評価項目」の一つです。この加点評価を受けるには、あらかじめ「地域貢献活動評価申請書(経営革新)」により、県の確認を受ける必要があります。</p> | <p>福岡県商工部 新事業支援課新分野推進係 TEL:092-643-3449</p> |
| <p>販路開拓コーディネート事業 新商品(新製品・新技術・新サービス)を持つ中小企業に対して、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティングを通じて、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓の力をつけることを支援します。関東・近畿本部に商社・メーカー等の企業OBを販路開拓コーディネーターとして配置し、そのネットワークを活用します(売り先紹介ではありません)。</p> | <p>(独)中小企業基盤整備機構 九州本部経営支援課 TEL:092-263-0300</p> |

《注意》

計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が別に必要となります。申請者は、計画の申請に当たっては、希望する支援機関において事前に相談を行ってください。

3 経営革新計画の作成から承認までの流れ



4 必要書類

申請書に必要な書類は「経営革新計画に係る承認申請書」（2部提出）のほかに、次の添付書類が必要です。

- ・履歴事項全部証明書（法人のみ）
- ・決算書直近3期分（個人事業主の場合は、所得税申告決算書3期分）
- ・福岡県暴力団排除条例に基づく「誓約書」及び「申請企業役員名簿」
- ・会社案内（会社概要）、経営革新計画の内容が分かる資料 等

「経営革新計画に係る承認申請書」の様式は、[県ホームページ](http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei-kakushin.html)（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei-kakushin.html>）でダウンロードできます。

5 経営革新に関するお問い合わせ先

お近くの商工会議所、商工会、県の中小企業振興事務所、中小企業団体中央会、福岡県中小企業振興センターにご相談ください。連絡先は、[県ホームページ](http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei-kakushin.html)（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei-kakushin.html>）をご覧ください。

経営革新計画承認制度の相談先、策定指導員によるアドバイスの予約受付先

| 地域 | 名称 | 電話番号 | メールアドレス | 所在地 |
|-------|--------------|--------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 福岡地域 | 福岡中小企業振興事務所 | 092-622-1040 | fukuoka-sm@pref.fukuoka.lg.jp | 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル1階 |
| 北九州地域 | 北九州中小企業振興事務所 | 093-588-1071 | kitakyu-sm@pref.fukuoka.lg.jp | 北九州市小倉北区内7番8号 福岡県小倉総合庁舎3階 |
| 筑後地域 | 久留米中小企業振興事務所 | 0942-33-7228 | kurume-sm@pref.fukuoka.lg.jp | 久留米市城南町15-5 久留米商工会館3階 |
| 筑豊地域 | 飯塚中小企業振興事務所 | 0948-22-3561 | iizuka-sm@pref.fukuoka.lg.jp | 飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所ビル4階 |